平成２９年（フ）第９８７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈320番地１
債務者　萱原　美雪（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５７号
千葉県茂原市小林2614番地５
債務者　髙山　早紀
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
山梨県笛吹市石和町山崎98番地３　ローヤルハイツ２－５、前住所山梨県笛吹市石和町山崎98番地４　サニーハイツ２Ｆ７
債務者　平井　藤昭
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
茨城県取手市駒場３丁目12番27－４号
債務者　笠井　由佳
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
前住所　山梨県甲斐市長塚86番地１　マルマンシティセントロ　４－203
債務者　清水　洋江
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６８号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字東張渡２番地３
債務者　高村　克彦
１　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字東張渡２番地３
債務者　高村美香子
１　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
青森県八戸市類家２丁目４番19号
債務者　石和　　譲
１　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
青森県八戸市類家２丁目４番19号
債務者　石和留美子
１　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
静岡県浜松市北区初生町340番地の７　メディオ初生　壱番館101号室
債務者　高林住設サービスこと　高林　享三
１　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
（住民票上の住所）大阪市北区天神橋８丁目10番２号　ヴェスタ天神橋　301号室
債務者　吉井　大志
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０３号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番１－310号、従前の住所兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目３番１－102号
債務者　相田　兼次
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７５号
神戸市長田区駒ケ林町２丁目12番６号
債務者　平木　美緒（旧姓福井）
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８１号
神戸市長田区若松町５丁目５番１－1414号、従前の住所神戸市須磨区横尾１丁目12番地の１　15号棟308号
債務者　西海　嘉雄
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８４号
神戸市須磨区松風町３丁目１番２－510号
債務者　石黒　一行
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８５号
神戸市須磨区松風町３丁目１番２－510号
債務者　石黒　淳子
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９４号
神戸市中央区坂口通５丁目３番２号　川上文化２Ｆ
債務者　森川　一二
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部